

## レッスン2-1

# 労働契約期間

1

### ★期間の定めがない労働契約

⇒定年があれば、定年まで働けるし、途中、退職もできる。

### ★一定の事業の完了に必要な期間を定めるもの

⇒例えば、ダム工事の作業に5年かかるものであれば、5年契約可能

### ★それ以外(つまり、有期労働契約(上の有期労働契約は除きます。))

⇒3年を超えてはならない!

最高3年

ただし、次のいずれかの労働契約に限り、5年までOK!

### (5年契約可能な労働契約)

- ・高度の専門的知識等を有する労働者(当該業務に就く者に限る。)との間に締結される労働契約
- ・満60歳以上の労働者との間に締結される労働契約

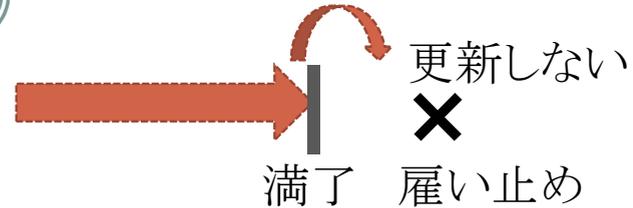
※高度の専門的知識等を有する労働者とは、公認会計士・医師・歯科医師・獣医師

- ・弁護士・1級建築士・税理士・薬剤師・社会保険労務士・不動産鑑定士・技術士
- ・弁理士・システムアナリスト試験合格者・アクチャリー資格試験合格者他…….

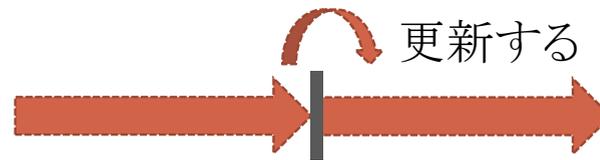
# レッスン2-2 有期労働契約の更新

2

(1) 更新しない(雇い止め)



(2) 更新する

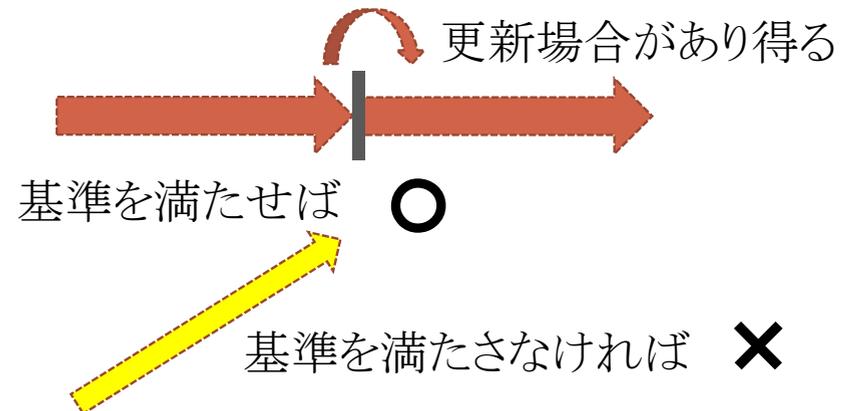


(3) 更新する場合がある(あり得る)

更新する場合の基準を明示

例

- 契約期間満了時の業務量
- 会社の経営状況
- 勤務成績・勤務態度
- 能力
- 健康状態
- 従事している業務の進捗状況



## レッスン2-3 労働契約期間の注意点

3

### 【期間契約を結ぶ際の注意点！】

- ①使用者は、期間の定めのある労働契約の締結に際し、労働者に対して、当該労働契約の満了後における当該契約に係る更新の有無を明示しなければならない！
- ②①の場合、使用者が当該契約を更新する旨明示したときは、使用者は、労働者に対して当該労働契約を更新する場合又はしない場合の判断の基準を明示しなければならない！
- ③①、②を労働契約締結後に変更する場合には、速やかに当該労働者にその内容を明示しなければならない！
- ④使用者は、有期労働契約（当該契約を3回以上更新し、又は雇入れの日から起算して1年を超えて継続勤務している者に係るものに限り、あらかじめ当該契約を更新しない旨明示されているものを除く。）を更新しないこととしようとする場合には、少なくとも当該契約期間の満了する日の30日前までに、その予告をしなければならない。
- ⑤④の場合、使用者は、労働者が更新しないこととする理由について証明書を請求したときは、遅滞なく、交付しなければならない。
- ⑥有期労働契約が更新されなかった場合において、使用者は、労働者が更新しかなかった理由について証明書を請求したときは、遅滞なくこれを交付しなければならない。
- ⑦使用者は、有期労働契約（その契約を1回以上更新し、かつ、雇入れの日から起算して1年を超えて継続勤務している者にかかるものに限る。）を更新しようとする場合においては、当該契約の実態及び当該労働者の希望に応じて、契約期間をできる限り長くするように努めなければならない。